

鶴岡市農業委員会第 22 回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 4 年 9 月 8 日 (木) 午前 9 時 3 0 分 鶴岡市藤島庁舎 3 階 大会議室
出 席 農業委員	1 番 石井 光明 3 番 小林 義一 4 番 佐藤 みほ 5 番 工藤 久子 6 番 大沼 恒司 7 番 高橋 好博 8 番 金野 匡良 9 番 新館 登 10 番 佐久間 豊
出 席 推進委員	1 番 森 秀弘 4 番 井上 佳奈子 5 番 碓氷 伸 7 番 高橋 聡 8 番 丸山 伸一 9 番 高橋 文雄 10 番 前田 浩 11 番 佐々木 貢昌 12 番 鈴木 聡 13 番 伊藤 由紀子 14 番 亀井 龍夫 15 番 清野 吉喜
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	2 番 渡部 長和委員 2 番 石川 守推進委員 3 番 齋藤 功推進委員 6 番 齋藤 力推進委員
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 坂田 英勝 調整専門員 北山 武徳 調整主任 金内かんな 主事 齋藤 柊士 羽黒分室専門員 今井 政和 櫛引分室調整専門員 伊藤 淳 朝日分室主査 若生 文子
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午前 9 : 3 0
議 長	本日の欠席届は、2 番 渡部 長和委員、2 番 石川 守推進委員、3 番 齋藤 功推進委員、6 番 齋藤 力推進委員より提出されております。遅参・早退はありません。定足数に達しておりますので、ただ今より第 22 回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、4 番 佐藤 みほ委員と、5 番 工藤 久子委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは報告事項に入ります。
議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について 事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説 明) 《報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について》
	(説 明) 《報告第4号 農地の転用事実に関する照会について》
議 長	ありがとうございます。報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	3条案件ですので、現地調査について担当の委員の報告をお願いします。 1番 石井 光明委員。
1 番 委 員	1番 石井です。11ページの藤13、14についてですけれども、藤13は以前からずっと契約していて今回は各期間満了に伴う再設定となります。きちんと管理されていることは確認しております。藤14に関しては同一世帯内での再設定で、年金受給のためとなります。両案件とも農地法第3条第2項に該当しないことを報告いたします。
議 長	ありがとうございます。 3番 小林 義一委員。
3 番 委 員	3番 小林です。8月25日に私と前田委員、事務局1名と計3名で現地調査を行いました。櫛12については、病気による労力不足のため、一部の農地を耕作している受け手に所有権移転を行うものです。受け手は認定農業者で、畑でブドウやナシ、柿などを作付けしております。櫛13については、農地処分のため、一部の農地を耕作している受け手に、所有権移転を行うものです。受け手は認定農業者で、田では水稻やそば、赤カブなどを、畑ではそばと赤カブなどを作付けしております。以上、農地法第3条第2項各項には該当しないことを報告いたします。
議 長	ありがとうございます。 8番 丸山 伸一推進委員。
8 番 推 進 委 員	8番 丸山です。9月2日、検討審議した結果、農地法第3条第2項、各項には該当せず、許可要件をすべて満たしておることで、何も問題はございませんでした。
議 長	ありがとうございます。 それでは審議には入ります。質疑のある方挙手をお願いいたします。

	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り決しました。 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について》
議 長	ありがとうございます。5条案件ですので、現地調査について担当委員の報告をお願いします。 8番 丸山 伸一推進委員。
8番推進委員	8番 丸山です。羽6、7この件に関して、検討審議した結果、何も問題がないことを確認いたしました。
議 長	ありがとうございます。 3番小林委員。
3番委員	3番 小林です。先程と同じく8月25日に私と前田委員と事務局1名の3名で、現場を確認しました。櫛5に関して、砂利採取による一時転用ですので、辺りには全く問題ないということをご報告いたします。以上です。
議 長	ありがとうございます。 それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案通り決しました。 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について》
議 長	ありがとうございます。それでは、審議を行います。質疑のある方挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	賛成により議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について、原案通り決しました。 続きまして、議案第4号 非農地証明願について、事務局の説明を求めます。

事務局	(説明)《議案第4号 非農地証明願について》
議長	ありがとうございます。これは、非農地証明案件ですので、現地調査について担当委員の報告をお願いいたします。 8番 丸山 伸一推進委員。
8番推進委員	8番 丸山です。先程に説明にあったとおり、東進パーツの駐車場の一部、約車2台半くらいアスファルトで駐車場なっていましたので、これを農地に戻すことは難しいということで判断をいたしました。
議長	ありがとうございます。それでは審議にはいります。質疑のある方、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し採決をおこないます。議案第4号 非農地証明願について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	賛成により議案第4号 非農地証明願について、原案通り決しました。以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。これをもって、第22回東部農地部会を閉会いたします。
	閉 会 午前9:55
	<p>議長 _____ 佐久間 豊</p> <p>議事録 署名委員 _____ 佐藤 みほ</p> <p>議事録 署名委員 _____ 工藤 久子</p>